

令和4年度 銚田市高齢者タクシー利用助成事業のご案内

銚田市では、市内にお住まいの**高齢者**の方に、タクシーを利用して外出する際の**タクシー料金の一部**を助成しています！

<対象者>

銚田市内に住民登録をしている申請時に**75歳以上**の方、または、**65歳以上75歳未満**の方で次のいずれかの要件に該当する方

- ① 自動車運転免許証(バイク、原動付自転車を含む)がない方
- ② 自動車(バイク、原動付自転車を含む)がない方
- ③ 傷病等の理由で自動車(バイク、原動付自転車)を利用できない方

<助成内容>

1枚あたり500円を助成する券を、**年間30枚**交付します。助成券は、乗車運賃に応じて、次の表に示す枚数を限度に使用することができます。

乗車運賃	1,000円 以下	2,000円 以下	3,000円 以下	4,000円 以下	5,000円 以下	5,001円 以上
使用枚数	1枚まで	2枚まで	3枚まで	4枚まで	5枚まで	6枚まで

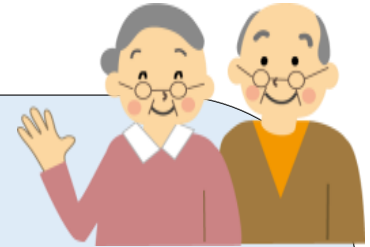
<使用上の注意>

- ・助成券を使用できるのは、**交付を受けた本人のみ**となります。
- ・タクシーに乗車した際は、助成券を運転者に手渡し、併せて**本人が確認できる書類(保険証等)**をご提示ください。
- ・助成券は**乗降場所のいずれかが銚田市内**の場合に限り使用できます。
- ・利用できるタクシー会社は決まっているのでご注意ください。(裏面確認)
- ・助成券は、再交付できません。
- ・助成券をお持ちの方が複数でタクシーを利用される場合は、それぞれ助成券をご使用できますが、おつりはできませんので、ご注意ください。

《お問い合わせ先・申請場所》

- | | | |
|-----------|----------|---------------|
| ☆銚田保健センター | 介護保険課 | ☎ 36-7770(直通) |
| ☆大洋市民センター | 総合窓口グループ | ☎ 39-3311(代表) |
| ☆旭市民センター | 総合窓口グループ | ☎ 37-4346(直通) |

<高齢者タクシー利用助成事業には、防衛省再編関連訓練移転等交付金を活用しています。>



《 申請からご利用まで 》

＜申請方法＞

- 申請書を窓口または郵送(※)で提出(本人確認ができる書類の提示)

＜申請に必要なもの＞

- 対象者本人が申請する場合

- ① 申請書(対象者本人の署名が必要です)
- ② 本人確認書類(保険証、マイナンバーカード等)

- 代理の方が申請する場合

- ① 申請書(対象者本人および代理の方の署名が必要です)
- ② 対象者本人の確認書類(保険証、マイナンバーカード等)
- ③ 代理の方の本人確認書類

〔※郵送で申請する場合は、①と②の写しを下記宛先に送ってください。〕
「〒311-1592 銚田市銚田1444番地1 銚田市役所 介護保険課 高齢福祉係宛」

＜利用方法＞

- 下記＜利用できるタクシー会社＞のタクシーが対象です。

- ・運転手さんに助成券を提示し、利用したいことを伝えてください。
- ・運転手さんに、保険証など、本人確認ができるものをみせてください。
- ・運転手さんに助成券を渡してください。

＜支払い＞

- ・乗車運賃に応じて助成券を1～6枚使うことができます。
- ・二人以上の場合は、それぞれの助成券を使うことができます。
※タクシー利用料金が助成券の合計額より少ない場合は、おつりがでないため、ご利用の際は枚数を減らしてご使用ください。
- ・運賃から500円×助成券枚数の額を差引いた額を支払ってください。



***** <利用できるタクシー会社> *****

- | | | |
|---------------------|-----------|--------------|
| ☆ (有) 大洋タクシー | ☎ 39-2488 | 銚田市汲上 1079-3 |
| ☆ (有) 出久根観光 | ☎ 32-2020 | 銚田市新銚田 2-1-2 |
| ☆ 出久根タクシー (有) | ☎ 33-5555 | 銚田市新銚田 2-1-2 |
| ☆ 出久根タクシー (有) 大洋営業所 | ☎ 39-3053 | 銚田市札 695-1 |
| ☆ (有) 銚田タクシー | ☎ 33-4339 | 銚田市安房 1230-1 |
| ☆ ヨヨギタクシー (有) | ☎ 32-3839 | 銚田市銚田 1989 |
